

危 対 第 32 号
令和 2 年 4 月 23 日

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部
本部長 静岡県知事 川勝 平太

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく要請

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 24 条第 9 項に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症の拡大につながるおそれのある施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請する。

記

- 1 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請する期間
令和 2 年 4 月 25 日（土）から同年 5 月 6 日（水）まで
- 2 対象とする区域
静岡県全域
- 3 対象とする施設

施設の種類		内 訳
①	遊興施設等	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス 等
②	遊技施設	マーチャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなどの遊技場、テーマパーク等
③	劇場等	劇場、映画館 等
④	運動施設 (屋内)	フィットネスクラブ、体育館、武道場 等
⑤	集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場 博物館、美術館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る） ※床面積の合計が 1,000 m ² を超えるものに限る。
⑥	商業施設	生活必需品以外の物品を販売する店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※床面積の合計が 1,000 m ² を超えるものに限る。
⑦	自動車教習所等	自動車教習所、学習塾その他学習支援施設 ※床面積の合計が 1,000 m ² を超えるものに限る。

対象施設の詳細はこちらを御覧ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kinkyu/documents/taisyouisetu.pdf>